

お客様各位

2016年11月1日
一般社団法人日本分析機器工業会

高圧ガス保安法施行令改正後の超臨界流体抽出/クロマトグラフシステムの取り扱いについて

前略、

平素よりお世話になっております。

11月1日施行の高圧ガス保安法施行令の改正により、定められた種類のガスを使用する内容積100mL以下の分析機器は高圧ガス保安法の適用除外となることにより、この基準を満たす超臨界流体抽出/クロマトグラフシステムは規制対象外となりました。従って、11月1日以降に超臨界流体抽出/クロマトグラフシステムをご購入・設置等していただくお客様は、行政への装置の設置・変更の許可申請・届出が不要となりました。

一方、私たちは、安全な製品を提供するというメーカーとしての責任を改めて感じております。当工業会では、引き続き、超臨界流体抽出/クロマトグラフシステムの安全性を確保するため、現在、高圧ガス保安協会（KHK）と共同で自主基準（ガイドライン）の策定をすべく、その内容について協議しております。しかしながら、最終的な結論に至るまでには今しばらく時間を要する見込みです。

当工業会としましては、本自主基準が策定されるまでの間、会員に対して、現行の高圧ガス保安法と同じ基準を満たす装置・カラム等の製造・販売を行うよう推奨・指導していくことといたします。また、販売にあたっては、装置の設置・変更の許可申請・届出の際にメーカーが各自治体への提出用として作成しておりました強度計算書、耐圧気密試験結果等の文書を提出させていただきます。ただし、交換用カラム・抽出容器・配管につきましては、材料をステンレスもしくはステンレス以上の強度のものに限定したうえで、耐圧気密試験結果として、同一設計図面で製作されたものでの代表試験結果をご提供いたします。

ご迷惑をおかけしますが、自主基準（ガイドライン）が決まるまでの上記運用につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。

草々